

権力理論の基本問題

宮本孝二

はじめに

- 1 権力概念の定義
- 2 権力現象の構成
- 3 全体社会と権力

おわりに

はじめに

権力にかかわる社会現象の分析や、その分析に用いる概念や枠組や仮説命題についての理論的検討は長い伝統と蓄積をもっている。権力概念はたとえ厳密には定義されていないにしても、社会科学において国家権力による社会支配を中心に、地域社会やさまざまな集団における支配権力についても分析が数多く行われてきた。また、権力概念の定義は統一されぬまま、多くの論者が多様な権力理論を構築してきた。そして、現在においても権力理論はさらに論じられ続けている¹⁾。従来の蓄積にいくつかの問題点が見いだされるためである。

ここで理論をロバート・K・マートンにならって方法論、一般的研究方針、概念分析、事後解釈、経験的一般化、法則命題から成るものとする²⁾、権力理論の蓄積にもこれらを見いだすことができる。本稿は権力理論の基本問

1) その一端は Lukes, S., ed., *Power*, 1986, Basil Blackwell.

2) Merton, R. K., *Social Theory and Social Structure*, rev. ed., 1957, Free Press. 森東吾ほか訳『社会理論と社会構造』1961年、みすず書房。

題を、概念の定義と分析枠組に焦点を合わせて検討するが、それらはマーソンの理論構成要素の前三者に主にかかわっており、後三者の仮説的および実証的説明命題には一般的抽象的レベルでごく部分的にのみ触れるにとどまる。しかし、本格的な権力理論の展開にとって、分析の対象を明示しかつ分析に有効な概念の確定、その概念を基軸とした分析枠組および枠組構成要素に関連して成立する類型の構築、仮説の設定と命題の検証が理論的課題となることはひとまず確認しておきたい。

本稿は最近の権力理論の動向、なかでも権力の予期理論の批判を通じて、まず権力概念の定義にかかわる問題点を検討し、権力概念をパワー概念の特殊形態として確定しその意義を明確にする。次にその概念の定義に基づいて、権力現象の構成を分析枠組として確定し、権力現象において作用するさまざまな権力類型をその分析枠組の各構成要素との関連において整理し、主要な類型とその用法のはらむ問題点を総括し、あわせて権力現象が成立する場のひとつの典型である組織について検討する。そして、最後にやはり権力現象の場の典型のひとつである全体社会における権力の問題について、国家権力やシステム統合にかかわらせつつ基本問題を検討する。

1 権力概念の定義

社会学では理論といっても概念論議に終始するだけだと批判されることがあるが、概念の定義はやはり理論的に重要である³⁾。定義の仕方が分析力や現論体系を大きく左右するからである。それは多様な社会現象から分析対象を明確に浮かび上がらせ、それを分析するに際しての着眼点を指示し、仮説やモデルを設定する方向を決定する。権力概念の場合もまさにそうなのである。

権力概念の定義はいまだに確定していない。いくつも提出されてきたが、

3) この点については盛山和夫「権力と自由：権力論解体序説」数理社会学研究会編『数理社会学の展開』1988年、数理社会学研究会。

それらはすべての理論家を満足させることはなく、これこそ決定版だという独自の概念定義を提出する余地を残してきた。権力概念の意味する現象が広範なため、本質的な要素にまで到達しない限り、いかなる定義も不十分なものにならざるをえないからである。こうして多くの概念定義が蓄積されてきたのであり、現在も新たな定義が提出され続けているのだ⁴⁾。

独自の定義とそれに基づく権力理論の体系の提示という点で最近の業績のひとつは、宮台真司の『権力の予期理論』である⁵⁾。宮台は予期という視点で権力概念を定義し、それによって広範な権力現象を記述しようとする。それは「身勝手な定義」ではなく、あらゆる権力現象が保持する共通の成分を抽出したものだと彼は主張する⁶⁾。しかし、たしかに権力の本質に接近はしているのだが、これまでのさまざまな定義と同様にやはり不十分さを残してしまっている。この点を明確にすることによって、本稿はより適切な定義を提示したい。

宮台によれば権力は、ある人間が本当ならしたくはないけれど、それでも最悪の結果が予想される選択肢よりはましだというような行為を選択せざるをえない、といった体験をするとき発生しているという。その体験において権力者と権力と服従者が同時に発生するというわけである。行為選択において各選択肢に対する他者の反応を予期してどの選択肢を選択するかを決定するのだが、そこには選択肢として理想的なもの、回避したいと考える結果が予想されるもの、現実的にやむをえないし許容しうるものがある。この最後の現実的最適状態をもたらすと予期される行為を選択するときは、行為者は権力の作用を受けているというのである。この「本当は選択したくはないのだがやむをえない」という意識は反実仮想と名づけられる⁷⁾。

4) その一例は Barnes, B., *The Nature of Power*, 1988, Polity Press.

5) 宮台真司『権力の予期理論』1989年、勁草書房。なお拙稿「書評『権力の予期理論』」『社会学評論』近刊予定も参照されたい。

6) 宮台、同上書、16—7頁。

7) 同上書、第1章。

宮台の試みは、多くの権力理論が権力を行使する権力主体の視点から展開されたものであるのに対して、視点を転換してコントロールされる側から権力を理論的に考察しようとするものだ。もちろんそのような視点が皆無であったわけではない。次章でふれる高島通敏の服従動機による類型化などに示されるように⁸⁾、権力は権力を行使する主体と行使される主体を基本的に含むのであるから、権力理論は当然のことながら両者の視点を採用していたのだが、宮台の独創性は、ニクラス・ルーマンから学んだ予期という概念を活用して⁹⁾、コントロールされる側の視点から体系的に権力理論を展開しようとする点に見られるのである。

権力の作用をうける人間の体験、しかも反実仮想と宮台がよぶ体験にもとづいて権力を定義することは、従来の広い意味をもつ権力概念を限定することになる。宮台は重要な権力現象はすべて予期的権力概念で記述可能だと主張するのだが、それが取り落としてしまう重要な権力現象として次の3つの場合などがすぐに念頭に浮かぶ。第1に、積極的に「心から」服従したり、あるいは権力の作用を感じることなく権力主体の意図どおりに行為する場合だ。第2に、予期にかかわらずあえて反抗した場合だ。第3に、予期にかかわらず権力者がなにかを実現してしまう場合だ。

第1の問題点は、構造的な権力という観点からも検討されてきたものである。スティーヴン・ルークスが明らかにしたように¹⁰⁾、権力は顕在的な争点をめぐるコンフリクトにおいて作用すると思われがちだが、自己規制させ争点を潜在化させたり、争点隠しを行ったり、といったかたちでも権力は作用するし、さらに争点自体に気付かせないというようにも権力は作用する。争点自体に気付かせないためには権力者による操作が行われる場合もあるが、君塚大学らが強調するように構造的な作用によって気付かない場合も多い¹¹⁾。

8) 高島通敏「権力と支配」同『政治学への道案内』1976年、三一書房。

9) Luhmann, N., Macht, 1975, Enke Verlag. 長岡克行訳『権力』1986年、勁草書房。

10) Lukes, S., Power :a radical view, 1974, Macmillan.

当然のこととしてある行為を選択したり、あるいは行為を選択しなかったりする。この種の権力作用は重要だが、服従者が宮台の想定するような予期の構造をもっているわけではない。予期以前の問題なのだ。宮台は予期以前の権力を広義の権力と名づけるが、結局のところ特殊な予期の構造を想定せざるをえない¹²⁾。

心から服従する場合でも、第3者がそこに別の選択肢、別の可能性を見出し、しかもそれが服従者にとって真の利害にかかわるものだと判定されるなら、結局それは予期されているのと同じだと宮台は言う¹³⁾。ルークスも指摘しているように真の利害の問題は重要だ¹⁴⁾。しかし、第3者による真の利害の発見が、いずれ当事者に伝達され自覚されるとしても、それに至るまでは当事者に反実仮想は欠落しているのも確かなことだ。反実仮想なくして権力なしという考えにそれほど無理に固執する必要は、宮台のような定義を採用しない限りは生じないのである。予期が欠落していても権力は存在する。

第2の問題点に移ろう。服従者が予期にもかかわらず敢えて反抗の道を選ぶ場合、権力はなくなるのか。もちろん権力は消失しないし、この種の権力現象は多い。宮台が類型化しているように、期待外れ権力や妄想的権力という場合もあるが¹⁵⁾、そのような単純な概念だけでこの種の権力現象は把握できない。しかしこの問題こそ、後述するように可能性が現実性に転化するダイナミックな権力現象の分析にとって重要なのである。そのためにも権力概念は適切に定義されねばならないのだ。

権力者が服従者の予期にかかわりなく何かを自己の意図どおりに実現してしまうという第3の場合は、重要な権力現象であるが予期理論的権力概念で

11) 君塚大学「パワーへの基本的視座」『年報人間科学』第1号、1980年。同「権力における「主体」と「構造」」『社会学評論』第126号、1981年。

12) 宮台、前掲書、26頁。

13) 同上書、30—33頁。

14) Lukes, *op. cit.*, 1974, pp. 24-5, 33.

15) 宮台、前掲書、35—43頁。

はこれは全く把握されない。宮台は服従者の選択にかかわらず権力主体が意図を貫徹する権力を歪型的権力とよぶが¹⁶⁾、この第3の場合は選択以前の問題なのだ。全体社会における権力の作動を検討する際に、特にこの点の重要性が浮かび上がる。

以上のようにたしかに権力現論への服従者の視点の導入は必要だが、それのみに依拠しようとするなら無理が出るし一面的にもならざるをえないのである。権力概念はやはり権力主体からの視点を無視できない。宮台が解明した受け手の側からの権力概念は、従来の権力概念と総合化されねばならない。予期理論的権力概念は以上のような重要な権力現象を取りこぼしてしまうからである。そのためにも適切な権力概念が確定されねばならないのだが、出発点はやはり行為選択と権力の関連という基本問題の検討である。

行為はいかに選択されるか。条件を勘案しながらいくつかの選択肢を検討し1つを選ぶ。その遂行の過程でも変化する条件に対応して次々に選択を迫られその都度決定する。この基本的な行為において権力はいかに現れるのか。

行為できる、というのは一種の能力だ。それは力であるがただちに権力とは言えない。権力は力すなわちパワーであるが、特殊なパワーである。パワー一般の特性を備えてはいるがさらにそれ特有の性質をもつ。英語のパワーは自然的な力から権力に至るまで広い意味をもつ。それは拙稿で以前示したように¹⁷⁾、「資源の相互媒介的動員可能性」と一般的に定義できる。さまざまな資源（行為においては手段や条件を構成する要素）が相互に連動して動員されていく可能性である。行為の選択肢は可能性の束にほかならない。人間はそのうちから1つの可能性を選択して、行為によってその可能性の展開の端緒を開く。しかも可能性は行為形成にとどまらない。可能性は意思形成可能性でもある。いかなる意思を形成しうるかも重要なパワーなのだ。前述の真の利害の発見という問題はまさにこのパワーにかかわる。

16) 同上書, 24頁。

17) 拙稿「パワー概念の分析的有効性」『ソシオロジ』第89号, 1984年。

権力は人間の行為が他者とかかわるところで発生する。ある行為が条件としての他者に制約される場合や、逆にある行為が他者をコントロールする場合である。ある成果を確保しようと行為するとき、他者を自己の意図通りに動かす必要がでるし、あるいは他者の行為や行為の可能性によって制約されることがある。多くの権力論は他者コントロール能力の局面で権力を考察してきた。権力の主体、その意図、その背景にある利害やイデオロギーや感情、手段とその行使の形態、その作用の方向や作用点などが権力概念の定義において参照されてきたのである。権力はまさに可能性と可能性が出会うところで発生する。

宮台の予期的権力概念は可能性という権力の本質によく迫っていた。主体が自己および他者の行為の可能性を認識し予期し合う点に、権力体験の発生を見いだしているからだ。予期というのが重要な視点なのは、それが可能性概念に含まれるからなのである。また、宮台は可能性が現実性に転化するとき生じる権力の特性にも言及している。たしかに自覚的でない権力も、期待外れに終わる権力も、妄想的な権力も、整合的でない権力もありうるのである¹⁸⁾。しかしながら、可能性としての権力はそのような類型だけに封じ込めることはできない。まさに可能性はたえず現実性に転化し、また、可能性の束すなわち選択肢の集合も相互行為の中で変化するのだ。そのような過程において権力は維持され、あるいは変化する。人々は相互にそのような可能性を予期し合いながら、可能性のカードを示し合いながら、可能性を現実性に転化し合いながら相互行為を展開する。相互に他者の行為の制約条件として作用しあうのである。その過程において権力は発生する。権力は可能性としてのパワーの特殊形態なのであり、パワーを基盤にして発生するのである。

以上のように、権力概念の定義において重視すべきは可能性であって予期そのものではないのだ。予期は可能性の予期だが、可能性は予期されるだけではない。可能性というレベルにまで到達して権力概念を定義することによ

18) 宮台, 前掲書, 35—43頁。

って、前述の3つの場合なども適切に把握できるのである。もちろん、それはたんなる可能性ではなく、意思形成可能性と行為形成可能性である。それでは権力とはいかなるパワーなのか。権力の本質は意思の特性に見いださう。それを共同意思あるいは共同目標と表現しよう。すなわち、社会関係や集団や社会における共同意思、共同目標の形成と達成にかかわって権力が生じるということだ¹⁹⁾。共同目標とは、その社会関係や集団や社会の全体的および部分的なありかたを内容とする。そこに関与する諸主体がそれを共同の目標として受容するのである。その際に、正当なものとして積極的に受容することもあれば、本当は従いたくないがやむを得ず受容することもあれば、強制的に選択の余地なく受容せざるをえないこともあろう。いずれにせよ、そのような共同目標を決定しうるパワー、それを達成しうるパワー、それが権力なのである。

共同目標の決定と達成を可能にするパワーとしての権力は、さまざまな主体のパワーが作用しあう社会的な場において成立する。共同目標の形成と達成の過程において発揮されるパワーはすべて広い意味では権力であるが、とくに権力とよばれるにふさわしいのはその場において相対的に最強のパワーであることは言うまでもない。権力現象とは権力と諸パワーの相互作用にほかならない。次にその構成とそこで作用する類型にかかわる問題を検討することにしてしよう。

2 権力現象の構成

権力現象は2者間の相互行為のようなミクロなものから、国家権力や国際関係などのマクロな現象に至るまで多種多様に成立する。したがって、権力現象の分析は各レベルの場の固有性を無視できない。しかし、いかなる権力現象も次のような一般的な枠組で把握できるのもまた事実である。その枠組

19) ここに政治概念と権力概念の接点がある。拙稿「相互行為の基本類型」『桃山学院大学社会学論集』第20巻第2号、1986年。

を構成する要素は共同目標の形成と達成の過程にかかわる主体、意図、手段、行使形態、作用方向と作用点、帰結などである²⁰⁾。もちろん、それだけではたんに権力現象を記述するための項目であるにすぎない。分析を深めるためにはそれぞれの要素について権力類型を設定する必要がある。そして、これまで権力理論はこれらの要素についてさまざまな類型を提示してきたのである。

権力を行使する主体についてはまず個人と集団に分類される。また、個人も集団もその特性によって多様に類型化できる。個人のパーソナリティや地位・役割、集団の規模や組織化の程度や構成などによってである。しかし、それらはきわめて多種多様な類型を形成するが、たんに主体の命名にすぎないから権力分析にとって記述以上の意味をもてないであろう。主体の特性が把握されても、権力の特性は把握されていないからである。それはともあれ、主体は国家という権力の中心的存在に限定されなくなった。あるいは国家や階級といった全体社会的な主体に限定されなくなった。権力は地域社会や組織集団や小さな集団の内部やそれら相互の関係にも見られるものだ。あらゆる社会生活の場や社会関係において権力は検出されるのである。だからこそ権力一般の定義が必要となった。その上でさまざまな権力の特性が、なんらかの要素を付加することによって明確にされる。権力が議論の出発点からマクロな権力に限定され、その権力の構造や機能を問うていくという方向ではなく、社会学で対象になるミクロからマクロに至る多様な社会現象に該当する概念として権力が考察されるのである。

さらに権力の主体が人間にとどまらず、集団はもとよりなんらかの構造的なものにまで拡大されてきた。行為の条件として作用する価値・規範や資源配分のシステムなどの構造的条件それ自体を、権力主体として認定しようという議論さえ登場するようになった。たとえば宮台は主体の人称性による類

20) この枠組については、拙稿「書評『権力と社会』」『社会学評論』第36号第1号、1985年。

型化を行い、人称的、奪人称的、汎人称的といった権力類型を設定している²¹⁾。それらは主体が特定の個人なのか、法と慣習などの規範や組織といったいわば顔の無い主体（主体とよぶことすら問題であるが）なのか²²⁾、世間や「みんな」といった人称の特定されない集合的な主体なのか、という区分である。後2者は権力概念の過度な拡張という危険性も併せもっているが、権力概念の拡大にともなって生み出されてきたいわば「構造的権力」をも把握しうるという利点ももっている。

主体は意図をもつが、その内容に基づく類型には、たとえば政治的権力と経済的権力といったものがある。滝村隆一が明示したこの類型は主として国家権力にかかわる概念であり、また主体の特性や手段の種類などによっても区分されるものであるが²³⁾、ここでは権力一般について成立する区分で、しかも意図の内容にかかわる類型として位置づけておこう。政治的権力はその権力が支配する社会生活の場に存在する価値や規範を維持しあるいは形成する権力であり、経済的権力はその社会の存続・発展に必要な資源の生産・再生産に関与する権力である。

意図の内容についての議論はほかにも成立する。それは大きく2つに分けられる。1つは意図の背景にある利害について、もう1つは他主体コントロールの意図の有無についてである。権力主体の意図はその特殊利害との関連でのみ形成されるのではない。権力主体も含む社会や集団のいわば共同利害に関連しもある。その場合は権力ではないのかという問題がそこに生じる。ハンナ・アレントやユルゲン・ハーバーマスの議論はこれを扱っている²⁴⁾。国家権力における利害の問題は国家論において長く論争の的になってきたものだ。

21) 宮台, 前掲書, 第4章。

22) 君塚, 前掲論文, 1980年。

23) 滝村隆一の一連の著作, および拙稿「国家の社会学と2つのパワー」『桃山学院大学社会学論集』第21巻第2号, 1988年。

24) 両者とも簡潔な論文が Lukes, ed., op. cit., 1986 に所収。

また権力意図は必ずしも他主体コントロールの意図を含んでいるとは限らない。意図せざる帰結として他主体に作用するというだけではない。他主体に作用することが直接の意図ではないような何らかの意図を実現するという権力のいわば生産的作用も重要なのだ。それはミシェル・フーコーの言うように、命令や禁止や処罰の権力に限定されない権力でもあり²⁵⁾、タルコット・パーソンズの言うように、社会の維持や発展に必要な資源を生産する権力でもある²⁶⁾。

権力を行使される主体、言い換えれば服従者の意図についても類型化が可能だ。それはふつう服従動機とよばれる。これは後述の権力の手段や行使形態とも重なるが区別して考えることも必要だ。高島通敏による盲従、信従、賛従、欲従、忍従、被操縦がそれである²⁷⁾。前章でも指摘したように権力分析には、権力主体からの視点と服従者からの視点を併せ持つことが不可欠であろう。権力現象はミクロであれマクロであれ相互行為にほかならないからである。権力にかかわる相互行為についての検討が分析枠組をさらに豊かなものとする。

手段については暴力手段に限定されなくなった。それを担保にして他主体を威嚇・脅迫して服従させるというのは権力のひとつのありかたにしかすぎない。権威や情報や資金や組織など多様な手段がありうるのである。また価値・規範のような基盤・源泉も存在する。したがって当然、デニス・ロングが分析しているように²⁸⁾、それらの手段の行使形態も多様にならざるをえない。この点については後述しよう。

権力の作用の方向については単に上下の垂直的關係においてのみ作用するのではなく、水平的にもまた下から上にさえも作用しうるものとされるよう

25) 君塚, 前掲論文, 1981年。

26) Parsons, T., *Politics and Social Structure*, 1969, Free Press. 新明正道監訳『政治と社会構造』上・下, 1973—4年, 誠信書房に所収のパワー論文。

27) 高島, 前掲論文。

28) Wrong, D., *Power: its forms, bases and uses*, 1979, Basil Blackwell.

になった。特に企業組織の内部での権力の作用についてのミシェル・クロジエなどの研究が明らかにしたように、権力は部門間で水平に作用し、また強力な労働組合のように下からも作用しうる²⁹⁾。また作用の形式については、ルークスの権力論にまとめられているように、直接に顕在的に他主体の意思に作用するだけではなく、間接的あるいは潜在的な作用も考慮されるようになった³⁰⁾。

最後に言及すべき権力類型は、可能性とその現実化の関連にかかわるものだ。前章でもふれた宮台の期待通りと期待外れ、現実的と妄想的、整合的と非整合的、自覚的と非自覚的といった類型がそれに該当する³¹⁾。服従者が権力主体の行為の可能性を過大に評価する場合、すなわち過剰に期待したり妄想したりする場合、期待外れ権力や、妄想的権力が生じ、さらにそれに関連して、詐術的権力、嘘つき権力、思い込み権力といった類型化が可能になる。他方、服従者の行為が権力主体の意図に対応したものであるかどうか、権力主体が自己の可能性について自覚的かどうかによって形成されるのが整合的と非整合的、自覚的と非自覚的という類型である。

類型はこのように多様であるが、権力理論でこれまで権力類型として最もよく通用しているのは、前述の中では権力の手段の種類、あるいは手段の行使形態の種類によって設定されるものだ。たとえば、日本の社会学では高田保馬の勢力論が提示している類型がある³²⁾。武力、権力、富力、威力などがそれだ。権力の源泉となる手段が暴力なのか権限なのか富なのか文化的威光なのかによって類型化されている。高田はそれらの類型によって、歴史的に主流をなす権力の変遷を分析した。あるいはロングの説得、操作、強制、權威（強制、誘導、正当、資格、人格）などの分類もそうだ³³⁾。情報による説

29) 吉田裕「企業組織における部門間の権力関係をどう説明するか」『現代社会学』第17号、1983年。

30) Lukes, op. cit., 1974.

31) 宮台、前掲書、35—43頁。

32) 高田保馬『勢力論』1959年、有斐閣。

得や操作，暴力行使あるいは実力行使による強制，さまざまな権威による命令という分類だ。

それらの権力類型は現実の権力現象において相互に結合したり転化したりする。それは一種の傾向的法則を示すことがある。ロングは，権力主体がまず説得を試み，それがだめなら次に誘導権威にたより，それがだめならさらに資格権威に，次に正当権威に，そして強制権威に，最後に実力行使というかたちでさまざまな類型を結合させて行使する点を指摘している。また，強制と正当化の結合の重要性を指摘している。すなわち，強制的手段で権力を獲得した人間は多くの場合，正当性の確立によって権力の安定化をはかる。たとえば国家権力は正当な暴力行使の権限を独占している。確立した支配は最初から暴力に依存せず，前述のような多様な類型の権力の行使を試みるのである。このように権力類型を使ってなんらかの法則を見いだすことができる³⁴⁾。

なお，手段の種類による類型化で見落とすことのできないものは，手段としての人間にかかわる権力類型である。特定の第三者のパワーを利用することができる場合や，周囲の人々の支持を当てにできる場合がそれである。宮台は前者を準社会的，後者を社会的権力と命名している³⁵⁾。

以上のような手段とその行使形態による権力の類型化に示されているが，両者は密接な関連をもつ。しかし区別されるという点も無視できない。実際には使用されないが行使される手段があるからだ。たとえば暴力手段を考えてみよう。それは反抗すれば使用するという威嚇の手段となる。威嚇は暴力の行使ではないが，暴力手段が利用されているのは事実である。そのように手段の行使の可能性が行使される権力もある。むしろそれが主流だともいえる。実際に実力行使せざるをえない場合は，権力がパワーを低下させている時に生じるのである。

33) Wrong, op. cit., pp. 21-64.

34) *ibid.*, pp. 65-123.

35) 宮台，前掲書，97—102頁。

さて、威嚇はたんに暴力行使をほのめかすことだけによるのではない。ルーマンが指摘しているように、報酬も威嚇の手段に転化しうる。なぜなら、報酬への期待が形成された段階においては、報酬の取りやめは威嚇の手段になりうるからである。この意味で、ルーマンが権力を威嚇による選択の伝達のメディアとすることは正しい。そして、そのような伝達は「すべきである」という命令にほかならず、威嚇は規範からの逸脱を統制する手段の位置を占めることになる。ルーマンの権力は実のところきわめて規範主義的なのである³⁶⁾。

威嚇といえば報酬というように、2つの権力類型はペアで登場することが多い。宮台も2つの権力類型の構成や機能を検討しているが、ガルブレイスはこの2つに並べて条件づけ権力という類型も設定している³⁷⁾。予期理論的権力概念を採用する宮台は、当然ながらそれを権力に位置づけない。条件づけ権力は服従者の予期にかかわらず作用する権力だからである。それは説得や操作によって心からの服従を獲得したり、服従者の行為の条件を形成することで服従の自覚なしにその条件に対応させてしまうのだ。ここから、服従者の意図に直接作用する権力とそうでない権力という類型化も可能になる。威嚇にせよ報酬にせよ説得にせよ意図は直接伝達されねばならない。しかし、操作や条件形成の場合は、そのような伝達の必要はない。

以上、多様な権力類型とその用法を簡単に見てきたが、それらの類型は権力現象の分析に有効であってこそ意義がある。歴史的な比較や社会間での比較といったマクロな比較、集団間での比較、相互行為の過程における転化や結合などの分析に活用されねばならない。また、既成の類型に過度にこだわる必要はない。こだわれば分析が制約される。諸手段の行使の可能性をもっ

36) ルーマン、前掲書。拙稿「メディアとしてのパワー」『年報人間科学』第6号、1985年。

37) 宮台、前掲書、43—53頁。Galbraith, J. K., 'Power and Organization', in Lukes, ed., op. cit., 1986. 山本七平訳『権力の解剖』1984年、日本経済新聞社に所収。

た諸パワーが作用しあう複雑でダイナミックな過程はいわば類型を越えさえするからであり、それは新たな類型化を要請するからである。このように類型は権力現象の分析において重要な位置を占めるが、その分析においてはさらに権力現象が成立している場の特性を分析枠組に組み込んでおく必要がある。その場は、前述のようにミクロな相互行為から、組織化の程度のさまざまな集団、そして諸個人・諸集団が入り組んで構成する地域社会から全体社会に至るまで多様に成立する。この章では組織についての基本問題にふれるにとどめ、それ以上のレベルの場については国民国家レベルの全体社会に焦点を合わせて次章で検討することにしよう。

さて、権力は闘争と支配と密接に関連している。闘争という相互行為はそれに勝利した主体に権力を発生させ、あるいは権力はそれに対抗する運動との間で闘争を形成する。安定した権力は継続的な支配を可能にする。支配が共同目標の決定権・命令権の所有であるとするならば、権力はまさに共同目標を決定しその達成を命令するパワーである。そしてそれはヴェーバーが定義したように、抵抗される場合はその抵抗を排してまで決定し命令しうるパワーでなければならない³⁸⁾。

相互行為は多くの場合、利害やイデオロギー（価値観など）や感情の対立を前提にしている。相互行為において行為は相互に他の行為を条件とし合う。すなわち相互に制約されるとともに制約しようとする。共同目標を決定しなければならないときにそれが顕在化する。

命令が服従に対応する相互行為は権力の成功を示す。支配が可能となっていると言ってよい。命令が伝達され受容されるコミュニケーションの成功の条件は何か。服従者が命令の受容を自明視している場合もあれば、全く不本意ではあるが威嚇による強制でやむをえず服従する場合もある。前章でもふれたように、これを宮台のように過度に厳密化することはかえって概念の分析力を奪ってしまう。

38) 阿閉・内藤訳『社会学の基礎概念』角川文庫。

命令が安定的に順調に服従に結合するためには、相互行為の場が組織になっていることが必要だ。組織はそこに参加する時点で成員に組織規範への服従を資格として課する。そこでは地位に応じて権限が規定され役割が規定されている。その権限が権力的手段になって、公式的には機械的に命令は服従を獲得できるのである。まさに、組織とは共同目標である集団目標の形成と達成のための地位・役割の体系にはかならないのだ。

しかし、組織の内部においても権限を手段とした権力だけでは組織運営は困難である。組織という場において権限が権力の重要な源泉であることはたしかだが、周知のようにインフォーマルな要素も無視できない。また、地位・役割を認知し役割を遂行する個々人や個々の部門の能力がパワーとして権力の源泉になる。この役割遂行能力というパワーは組織における共同目標形成から達成に至る全過程で重要な位置を占めるのである。

組織という場における権力分析の枠組の構築に際しては、決定権の種類とその配分はどうなっているか、その権限を基軸としながらさまざまな手段を使って実際にどのように組織目標の形成をめぐるか、基本決定から執行決定に至る諸段階で、諸パワーや権力が行使されるか、という点に焦点が合わされることになろう。それはまた、権力がいかに正当性を調達し支持を獲得しているか、いかに実効性が発揮されているかの分析でもある。

権力現象の分析枠組は組織モデルにおいて1つの典型を示す。確かに権力とその支配の安定条件の1つは組織化である。しかし、全体社会は権力現象の場として組織と共通点をもつにしても、たんに1つの組織ではない。そこにおいて権力はいかに作用しているのか。次章でこれを検討することにしよう。

3 全体社会と権力

権力といえば国家権力を意味するほどに、国家権力の問題は権力論の中心をなしてきた。権力現象の実証的分析や権力の思想的・理論的考察において、

国家論が基本となってきたのである。権力は国家権力だけではないという言い方は第1章で述べたように近年の権力論の動向ではあるが、その場合でも究極的には国家権力の中心性が否定されているわけではない。しかし、全体社会と権力という場合、国家権力はもちろん中心的な位置を占めるが、それに加えて全体社会内のさまざまな権力とその相互関係も理論的な考察の対象となる。それは全体社会を権力概念によって理論的に記述するという問題である。そして、そのような理論モデルは全体社会レベルの権力現象の分析枠組となる。

ここで全体社会という場合、国民国家のレベルの社会を意味している。しかし、その上のレベルには国際社会という全体社会が成立しており、全体社会と権力という問題を考えるときたんに国民国家の内部の問題としてのみ議論することはできない。権力論として国際関係を直接に展開するというのではなく、国際社会の権力関係が国民国家内部での権力現象に深くかかわってくるからである。とはいうもののここでは国民国家内部に限定して議論を進めよう。

まず国家権力にかかわる権力現象の分析枠組であるが、それは前章で明示した権力現象の分析枠組に基づいて次のように設定できよう。現在の世界に成立している約170の国民国家のそれぞれの国家権力について分析するための枠組は、その主体の構成、意図・利害・イデオロギー・感情、手段・資源・源泉・基盤、権力行使の形態と過程、機能・帰結などを項目として含む。主体の構成はいわゆるエリート集団の内的構造であり、たとえばアンソニー・ギデنزが提示した枠組が有効である³⁹⁾。それは一枚岩とは限らないから意図や手段も主体の種類に応じて見られねばならない。そして各種の問題・争点について手段等が動員される形態や過程が分析され、その過程がもたらす統合機能や経済への作用なども解明されねばならない。国民の支持の状況

39) Giddens, A., *The Class Structure of the Advanced Societies*, 1973, Hutchinson. 市川統洋訳『先進社会の階級構造』1977年、みすず書房。

や異議申し立て運動の動向なども以上の項目に関連づけて検討されることになろう。ここでは基本的な問題のひとつである、全体社会が国家権力によっていかに統合されるかという問題を理論的に検討しよう。

この問題についてまず想起されるのが暴力との関連だ。国家権力の基盤に暴力という物理的実力があることは否定できない。しかし、それは物理的実力の機能が継続的支配に最も有効であるためだとか、全体社会のさまざまな社会生活の場でいかなる場合も暴力が不当なものとして位置づけられているためかえって暴力が有効な機能を発揮できるのだとかいう理由からではない⁴⁰⁾。機能は結果にすぎず、結果を原因とすることはできない。国家権力が全体社会の内部で唯一の正当な暴力行使を許容されているのは、もちろん利害対立などによるコンフリクトを調停したり、国家権力に反逆し全体社会の統合を破壊しようとする行為や運動に対抗するためであるが、その本質には国家権力がたとえ幻想であるにしろ全体社会の共同利害の担い手としての位置をとにかくも占めていることがある⁴¹⁾。利害の共同性についての意識が、社会生活の場から不快な不当なものとして追放した暴力の正当な行使を国家権力に許容するのであって、物理的実力の機能的有効性はその結果にすぎないのだ。利害対立の程度が減少するのに比例して、全体社会の内部においては暴力手段は徐々に不要となろう。だからこそ利害の内容が問われねばならないのであり、利害論ぬきの権力論は成立しないといえることができる。

さて、国家権力は全体社会の共同規範である法に基盤をもつ。法が必要な場合に過不足なく適用され逸脱行為が正当に罰せられ違法行為の脅威にさらされることがない、というように社会生活のあらゆる場が成立すれば社会は十分に統合されていることになる。しかし、それだけでは不十分だ。暴力手段で担保しつつ法を矛盾なく普遍主義的に適用しさえすれば全体社会は統合されるのだろうか。国家権力は逸脱という行為選択に対する否定的な作用力

40) この点については宮台、前掲書、52—53頁。

41) 注22)の拙稿でも検討した。

としての法だけで、全体社会を維持し発展させることができるのだろうか。

国家権力を法権力に還元することはできない。予期的権力概念に基づくとそうなりやすい⁴²⁾。物理的実力を担保にした法が逸脱を統制して社会秩序を維持するというイメージだ。それが誤りというのではない。しかし、それだけでは国家権力は把握できない。国家権力を基軸にした権力秩序によって全体社会を記述しようとするとき、自己規制にせよそうでないにせよ行為を規制する側面を一面的に強調してしまふ傾向が生じてしまふ。ところが、国家権力は規制し禁止するだけではなく、生産し形成するという積極的側面を併せもっているのである。

国家権力は経済に深く関与する。経済運営の失敗は国家権力の危機をもたらす。経済運営の失敗は恐慌や不況だけではない。マクロ経済的には大きな問題ではなくても人々が経済生活の障害と感じる事態をもたらしたとき国家権力は支持されなくなる。国家権力は全体社会の経済に対して全面的な支配ができるわけではない。社会主義の計画体制のもとですらそれは困難だ。政策や規制や行政指導で経済に介入する資本主義国家権力にとってさらにそれは困難である。しかし、国家権力には経済運営の責任はあるし権限もある。資本主義経済が私的資本や個人の自由な経済活動だけによって順調に維持され発展すると考えるのは妄想にすぎない。資本主義の矛盾、すなわち社会的生産と私的領有の矛盾は、社会主義がたとえその矛盾を解決する能力がないと明らかになった現段階においても、厳然として存在することには変わりがない。そこから波及して生じる諸矛盾や個別の経済問題は、国家権力によって決定的な破局に向かわないよう調整されつづけねばならないのだ⁴³⁾。実効性を発揮できない国家権力は正当性を失い国民の支持を失うだろう。

しかし、以上のように言ったからといって国家権力にしかその矛盾の調整能力がないというわけではない。私的資本や個人やその他の集団にもそのパ

42) これを端的に示しているのが宮台、前掲書。

43) Habermas, J., *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, 1973, Suhrkamp
細谷貞雄訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』1979年、岩波書店。

ワーはある。自律的な調整が社会生活の場で行われている。現代の社会主義の経済運営の失敗はそのような自律性をいかすことのできない体制に原因がある。逆に言えば資本主義国家権力は、社会主義に比べて経済運営が比較的うまくいっているからといってその有効性が証明されたというわけではない。たんに人々の自律的パワーの発揮の余地が資本主義体制では大きいというにすぎないのである。

この問題に関連して、全体社会を権力システムとしてモデル化する問題をとりあげよう。全体社会を権力の連鎖システムとして描こうとするシステム論者がいる。たとえば宮台は、上から下に向かって複線的にのびてくまなく根をはる権力関係が社会を覆い尽くすというイメージを描いている⁴⁴⁾。それは2つの点で間違っている。第1に、一般に社会あるいは集団はその共同目標を達成するために上位から下位に決定事項が伝達されそれが実行されることを必要としているが、それは組織集団においてすら単純には成立しない。ましてや諸個人・諸集団がさまざまな場に分化した全体社会では上位の国家権力から下位の小集団の権力まで連鎖が成立しているというのはきわめて例外的だ。国家総動員体制の全体主義的な社会においても、命令がそのまま伝達されるというわけではない。

第2に、全体社会のさまざまな社会生活の場においてはそれぞれ独自の権力が成立していることが多い。それは国家権力に対抗する権力ではない。しかし、それぞれの場においては権力として存在し支配を確立している⁴⁵⁾。そのような権力は国家権力や上位の権力から権限を委譲されて成立しているわけではない。それらの権力はその場に成立基盤をもち、固有の問題を処理している。そして、それらは逆に国家権力の成立の基盤になることさえある。全体社会はそのようなさまざまな権力の場が複合して成立しているのであって、システム論者の描くような連鎖なのではない。

44) 宮台、前掲書、第5章。

45) 「場の権力」については拙稿「権力のパラドックス」森下・君塚・宮本『パラドックスの社会学』1989年、新曜社。

以上のように、全体社会を権力連鎖システムとして記述するシステム論の立場は、人々の自律的なパワーを軽視する傾向がある。個人は多数の社会関係において、すなわち他者との関係において自己の位置・地位を認識し、そしてまた、その地位に伴う役割を自覚してそれを遂行するように務める。そのようなシステム論からすればそれは他者の行為や態度を予期しての行為選択であり、他者には人称的なものから奪人称の法規範や汎人称の世間の目というものまであり、それらが本来したくない行為を人にあえて選ばざるをえなくしているということになる。しかし、人々がそうしていることが、必ずしも不本意な選択であるわけではないし、それらがなんらかの権力主体による命令によるというわけでもない。

そのようなシステム論者は、予期して行為選択する場合には権力でない場合もあるというか、それとも、いやだからこそ権力はそれ自体を悪とはよべないのであるというかもしれない。しかし、定常システムの作動の装置として権力連鎖を構想すること自体に問題があるのだ⁴⁶⁾。定常システムの作動の装置は人々の自律的なパワーにもとづいて運営されるそれぞれの社会生活の場である。それは権力連鎖の一環として組み込まれているのではなく、たとえば権力が成立しているとしてもそれはその場に固有の権力である。

権力連鎖が覆うのは国家権力の主体としての行政府官僚制の内部である。それは問題によっては地方行政府にまで至り、さらに企業や自治会などの社会集団にまでいきつくこともあろう。権力連鎖の類型はそのような権力現象を分析するには必要である。しかし、その類型はどの段階で何がどこまで決定しうる権限が配分されているかというものである。単純に言えば集権・分権と決定事項の質量の組み合わせである。

全体社会の共同規範である法が国家権力の形態を規定する。主権は国民にあると規定されているなら、国家権力の主体は国民であるのか。国民にあるのは基本決定権だけで執行決定権は行政府にある。基本決定権といっても選

46) 宮台，前掲書，序章。

挙に参加する権利が主であり、国民の代表である国会に大部分の基本決定権は委託されている。大統領を直接選挙する場合でも執行決定権は委託されている。その委託にこたえて正当で合理的な政策を決定し実行するのが国会や行政府の義務であるはずだが、そうは実際にはならない点に国家権力のありかたがいつも問われる根拠がある。国家権力が消滅可能だとは当面のところ誰も考えてはいない。どうすれば不当不合理な権力となることを防げるか、そのためにはどのようなシステムが必要なのかが検討されねばならないのであって、権力連鎖の類型もその検討において活用されねばならない。そこで対抗的連鎖が組み込まれた類型が必要となるのである。

全体社会は国家権力を基軸としたさまざまな権力のシステムであると同時に、その権力秩序に対して異議を申し立てるパワーをも含むと考えるべきなのだ。コンフリクトを通じて統合がなされるのである。権力連鎖として全体社会を構成するシステム論が静態的で現実のダイナミクスを把握できないのは、このパワーシステムを組み込んでいないためだ。いや、権力理論はあくまで権力を焦点としているのであり、その権力はパワー全体を意味しないと反論されるかもしれないが、そういった権力理論に何の意義があるのだろうか。国家権力も国家パワーという意味の中に位置づけない限り、その特性を把握することはできないのである。

全体社会の権力の問題を国家権力やあるいは階級権力といった大文字の権力だけにとどめず、さまざまな社会生活の場、社会関係において作動しているものとして把握する発想が、全体社会をくまなく権力連鎖でおおわれたシステムと考えたり、全面的な管理社会イメージを描いたりすることをもたらすのは理論的な錯誤なのだ。さまざまな場に独自の権力現象が存在し、階級問題以外にコンフリクトの争点は遍在し、ミクロな権力が国家権力の末端ではなく基盤である、といった点を強調することにその発想の意義はあるというべきであろう。

お わ り に

本稿は権力理論の基本問題を検討し一定の解答を与えてきた。まず、権力概念はいかに定義されるべきかという古くて新しい問題については、権力の本質を把握した権力概念の定義を主として権力の予期理論の批判を通じて解明した。第2に、多種多様にこれまで提示されてきた権力類型論を権力理論においていかに位置づけるかという問題については、権力現象の構成を一般化した分析枠組を明示し、その各構成要素に関連づけて諸類型を整理し、あわせて類型の用法にも言及することによって答えた。そして最後に、分析枠組の主要な形態として、権力現象の主要な場である組織および全体社会を取り上げ、そこにおける権力現象の基本構成にかかわる問題点を明示した。

本稿は、身勝手な概念と用語で自明の事柄を理屈づけるだけにおわる危険性を回避し、抽象的な権力分析に閉じられることなく権力現象に開かれ分析的有効性を発揮しうる権力理論の方向を探ろうと試みた。いたずらに概念を厳密化し、形式的な論理の精密な構築を競う傾向と本稿は無縁である。もちろん本稿は紙幅の関係上、概念、枠組、類型のそれぞれについて理論的な基本問題の所在を指摘することからそれほど出てはいない。しかし、そのような方向こそが、さまざまに展開される権力理論を統一的に論議する土台の形成を可能にするとともに、理論的に閉じられることなく現実にかかれた理論の形成を可能にすることにもなろう。

Basic Problems in Power Theory

Kouji Miyamoto

Though power theory has been studied for a long time, some problems remain unresolved. This paper discusses basic problems in power theory.

First, how can we define the concept of power, which has analytical effectiveness and gets the true nature of power? Through criticizing power theory as expectation theory, this paper defines the concept of power not as the expectation but as the possibility.

Second, how can we construct general analytical framework and types of power? This paper shows the general analytical framework and its elements. Various types of power can be constructed by referring to each elements.

Third, how can we construct analytical framework of organization and whole society, which are main field of power phenomena? Though organization is a typical system of power, whole society is not an organization. This paper describes whole society as a complex system of state power and the other powers.